

調達管理番号：26a00367

担 当 部 署： 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名：カリブ地域（広域）小規模漁業のバリューチェーン強化を通じた
生計向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(1) 担当業務 : 評価分析
(2) 格付 : 3号
(3) 業務の種類 : 調査団参団

(1) 全体期間：2026年7月下旬から2026年10月中旬

(2) 業務人月：1.10

(3) 業務日数：

準備業務 7日	現地業務 15日	整理業務 5日
------------	-------------	------------

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数：1部
- (3) 提 出 期 限：2026年7月1日（水）（12時まで）
- (4) 提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8)

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 10 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	カリブ地域および全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（1）参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技

術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東カリブ小島嶼国においては、伝統的に漁業が重要な産業として発展してきた。沿岸海域ではコンク貝、ロブスター、リーフフィッシュ等が、沖合海域ではシイラやマグロ等の回遊魚が主に漁獲されている。水産業は観光業および農業に次ぐ重要な就業機会を提供しており、地域住民の重要なたんぱく源となるのみならず、レストランやホテル向けの食材供給、さらには観光客向けスポーツフィッシングといった経済活動を通じて観光産業とも密接に結びついている。

一方で近年、過剰な漁獲・採取、気候変動、沿岸開発等の影響により海洋生態系の劣化が進行し、水産資源の減少が深刻な課題となっている。このため、水産資源調査の実施、海洋保護区 (Marine Protected Area: MPA) の設定および適切な管理、漁業規制の整備と違反取締の強化、ならびに資源増殖活動の推進といった資源保全・管理対策の必要性が高まっている。しかしながら、小島嶼国の水産行政機関においては人的・財政的資源が限られており、これらの施策を十分に実施することが困難な状況にある。

こうした背景の下、漁業者が行政機能を補完・代替する「漁民と行政による共同管理 (コマネジメント)」の導入、および複数国にまたがって回遊する水産資源を関係国間で連携して管理する「域内協力」が有効な方策として認識されている。

これらの取組を推進するため、2013 年から 2018 年にかけて、「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト (Caribbean Fisheries Co-Management Project: CARIFICO)」が実施された。本プロジェクトでは、カリブ共同体 (CARICOM) の水産分野を担うカリブ地域漁業機構 (CRFM) と連携し、東カリブ 6 か国 (セントルシア、ドミニカ、アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、グレナダ) を対象として、沖合域における浮魚礁 (Fish Aggregating Device: FAD) 漁業の普及を通じ、コマネジメントの実践的な展開を図った。

その成果として、2018 年 5 月に開催された CARICOM 漁業大臣会合において、

CARIFICO で得られたコマネジメントに関する提言が採択され、沿岸（サンゴ礁）生態系の保全においても同アプローチを適用し、日本の「里海」に類する沿岸資源保全の考え方を地域に導入・推進することへの期待が示された。

これを踏まえ、2020 年から 2026 年にかけて、同 6 か国を対象に、CARIFICO の後継案件である「カリブ地域漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保全管理強化プロジェクト（COAST FISH）」が実施された。本プロジェクトでは、人と自然の共生の下で豊かで多様な生態系を維持・回復する「里海」概念を活用し、行政能力および漁民組織の強化・育成を通じて、沿岸水産資源のコマネジメントの具体的モデルの構築を行うとともに、当該手法の地域内共有を促進し、沿岸生態系の保全に寄与した。

これら二つのプロジェクトを通じて、コマネジメントの制度的・実践的基盤の構築および域内協力体制の強化が達成されたことから、東カリブ 6 か国政府は、水産バリューチェーンの構築を通じて水産業を中核とするブルーエコノミーの推進を図る本事業の実施を要請した

今回実施する詳細計画策定調査は、本事業実施に係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、本プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全行程は、クラスター事業戦略「水産ブルーエコノミー振興¹」およびジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。本業務従事者の具体的担当事項は次のとおりとする。

¹https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/_icsFiles/afieldfile/2025/05/13/blueecon_3.pdf

(1) 準備業務 (2026 年 7 月下旬～2026 年 8 月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題・気候変動対策・ジェンダー平等に関する取り組みを把握し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 本業務の遂行にあたって必要な各国側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する（気候変動対策および社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む）。なお、質問票を事前に各国側に配布する場合には、JICA経済開発部と相談の上、JICAドミニカ共和国事務所・JICAセントルシア支所を通じて配布する。
- ③ 案件概要表（和文）の担当部分や関連部分、PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ JICA経済開発部が企画する団内勉強会や対処方針会議等のオンライン会議に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

(2) 現地業務 (2026年8月上旬～2026年8月下旬)

- ① 団内での打合せに参加する。
- ② 各国関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料を収集・整理・分析を行い、ヒアリング議事録を作成する。その際、ジェンダー視点に立った情報収集と分析に加え、各国の社会や組織、水産分野におけるジェンダーに関する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析も行う。具体的には以下のとおり。
 - ア) 各国の要請背景・内容、開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) 各国の案件関連分野（水産分野）における開発動向と気候変動対策の情報の収集および分析
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法

- (b)人員体制
- (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO、CRFM等の地域関連機関等）の活動動向、連携の可能性
- オ) ジェンダー視点
 - (a)社会規範、習慣
 - (b)法制度や組織の方針・規則
 - (c)男女で異なるニーズや課題
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス²およびJICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き³を踏まえ、ジェンダー視点に立った取り組み、指標等のPDM（案）への組み込みにつき主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAセントルシア支所（ドミニカ共和国事務所とはオンラインにて接続）に報告する。

(3) 整理業務（2026年8月下旬～10月中旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

² 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

³ JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き（更新日：2023年1月） | 事業について - JICA

- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成とともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

（１） 業務完了報告書

2026 年 8 月 31 日（月）までに、①事業事前評価表（案）（和文）を提出する。
その後、2026 年 9 月 25 日（金）までに業務完了報告書の第一ドラフトを提出し、JICA からのコメントを踏まえたうえで、2026 年 10 月 16 日（金）までに最終版を提出する。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

①事業事前評価表（案）（和文）

②担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２） その他留意事項

1）セントルシア国内における宿泊については、JICA の安全対策措置の関係が

ら、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には契約変更の上で、当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。なお、宿泊料に朝夕の食事が含まれていない場合は、2,900 円/食を計上できます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 8 月 8 日～2026 年 8 月 22 日を予定しています。

8 月 8 日～8 月 11 日までグレナダ、8 月 12 日～14 日までセントビンセント、8 月 15 日～ 8 月 22 日までセントルシアの予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 水産開発 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ドミニカ共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (現地支払い)
- エ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請案件調査票
- ・要請書
- ・カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト

完了報告書

- ・ 漁民と行政による沿岸水産資源の保全管理強化プロジェクト完了報告書
- ・ 水産ブルーエコノミー事業戦略実施支援情報収集・確認調査
現地調査報告書（セントルシア・グレナダ）

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタン

トの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上